

答申第55号  
(諮問第71号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大分県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成23年5月11日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、平成23年4月29日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

「平成〇〇年〇月〇〇日に国東警察署の警官が作成した国東市〇〇〇〇付近の交差点で行われた交通違反に関する現場検証の調書または文書及び同違反に関して行われたとされる同署警官に対する現場検証の調書または文書」

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書について、国東警察署で保管されている現場見取図(以下「本件対象公文書」という。)を特定し、条例第31条(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく訴訟関係書類については、条例の規定を適用しない。)に該当するため非公開決定を行い、平成23年5月11日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、上記非公開決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、平成23年5月24日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### **第3 審査請求人の主張の要旨**

#### **1 審査請求の趣旨**

非公開決定を取消し、対象文書の全部を公開するよう求める。

#### **2 審査請求の理由**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

実施機関が非公開とした理由は、刑事訴訟法に規定する訴訟関係書類であるからとなっているが、何を根拠にそのように決め付けるのか、また一方的にそのような決定をするのであれば、全ての公文書が訴訟関係書類であるという理由で非公開処分の対象になってしまう。まさに職権濫用である。よって当該文書に非公開とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

### **第4 実施機関の主張の要旨**

本件審査請求に対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

#### **1 条例第31条について**

条例第31条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第43号。以下「関係整備法」という。)により、行政機関の保有する情報公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は適用しない。」と定めてい

る。

## **2 刑事訴訟法第53条の2第1項について**

関係整備法については、刑事訴訟法第53条の2第1項を新設する旨規定され、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関情報公開法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人情報公開法」という。)の規定は、適用しない。」と定められている。

## **3 条例の適用除外について**

上記1, 2において条例第31条及び刑事訴訟法第53条の2第1項の規定について説明したが、条例第31条の趣旨は刑事訴訟法第53条の2第1項の規定により、県が保有する刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類については、条例の規定を適用しないというものである。

## **4 本件対象公文書の性質**

本件対象公文書は、道路交通法違反被疑事件の捜査に利用する目的により、国東警察署員が実況見分を行った結果を記載した現場見取図である。

実況見分とは、犯罪の捜査を行うに当たって、犯罪の場所、時間及び犯行の手段方法を明らかにし、証拠を保全するために行うものである。

刑事訴訟法第197条第1項は、「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。」と犯罪捜査の提起を規定しており、同規定により捜査を行う中で実況見分を行ったものである。

以上から本件対象公文書が刑事訴訟法に基づいて作成されたものであると認められる。

## 5 本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当の有無について

刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類とは、「書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である（平成16年1月16日行政訴訟事件大阪地裁判決）。」と示されている。

また、内閣府情報公開・個人情報保護審査会における答申において、「訴訟に関する書類は、訴訟記録に限られず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、広く被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類のすべてがこれに該当する。」と示されている。

上述の内容、判例及び答申から本件対象公文書が刑事訴訟法第53条の2第1項に規定される「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

## 6 結論

以上のとおり、本件対象公文書は、「訴訟に関する書類」に該当するため、条例第31条により、行政機関情報公開法の規定を適用しないこととされた公文書と認められることから、非公開決定としたものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、道路交通法違反被疑事件の捜査により、国東警察署員が実況見分を行った結果を記載した現場見取図である。

条例第31条は、「関係整備法により、行政機関情報公開法の規定が適用さ

れないこととされた公文書については、この条例の規定は適用しない。」と定めている。

また関係整備法では刑事訴訟法第53条の2第1項を新設する旨規定されており、同法第53条の2第1項では「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関情報公開法及び独立行政法人情報公開法の規定は、適用しない。」としている。

つまり条例第31条については、「訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。」ということであり、本件対象公文書が訴訟に関する書類に該当するか否かが争点となる。

## **2 本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当性について**

刑事訴訟法第53条の2第1項の、「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限られず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、広く被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類のすべてがこれに該当する（平成20年10月27日（行情）答申第291号）と示されている。

本件対象公文書は、道路交通法違反事件の捜査の過程で作成された現場見取図であり、捜査記録の一部として編てつされているものであることから、その性質上、刑事訴訟法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないものと認められる。

## **3 結論**

以上のことから、実施機関が本件対象公文書は条例第31条に該当するとして、非公開決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成23年 6月14日	諮問
平成23年 7月28日	事案審議（平成23年度第3回審査会）
平成23年 9月28日	事案審議（平成23年度第4回審査会）
平成23年10月26日	答申決定（平成23年度第5回審査会）

### 大分県情報公開・個人情報保護審査会委員

氏名	職業	備考
原口祥彦	弁護士	会長
城戸照子	大分大学経済学部教授	
武田寛	大分県商工会議所連合会専務理事	
森哲也	元大分合同新聞社特別顧問	
安部志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	